

## Q&A（案）

### 建築・設備工事における「入札時積算数量書活用方式」の実施に関して

（令和元年9月1日）

#### 【総括】

問1. 「入札時積算数量書活用方式」の実施のねらいは何か。

（答）

○大きく以下の3点があります。

- ①契約後に、発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者による協議が円滑に行えます。
- ②協議等の結果、適正な数量に基づいた請負代金額となることで、契約の適正化に資するとともに、公共建築の品質確保にも繋がると考えます。
- ③発注者の積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による発注者の積算数量の活用がより促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与すると考えます。

問2. 「入札時積算数量書活用方式」は従来の数量公開制度と何が異なるのか。

（答）

- 従来の数量公開制度において公開してきた数量書はあくまでも「参考」であり、契約後の取扱いについて明確な位置づけがありませんでした。
- 本方式では、入札手続き時に発注者が示す数量書「入札時積算数量書」の契約後の取扱いに関し、「入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等」を契約事項（工事請負契約書（特約条項）に規定）としています。

問3. 入札時積算数量書に記載されている数量は、いわゆる「契約数量」ということでよいのか。

（答）

- 入札時積算数量書の数量は「参考数量」であり、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量自身の施工（履行）を求めるという意味でのいわゆる「契約数量」ではありません。
- 入札時積算数量書の扱いについては工事請負契約書に契約事項としてその位置づけを規定しており、入札時積算数量書の数量は、工事請負契約書に基づく確認請求、協議、請負代金の変更を行う場合の協議の基となる数量ということになります。

問4. 本方式は、現場施工数量による精算変更をすることを目的としているのか。

（答）

- 本方式の目的は、当初入札手続き時に発注者が示した入札時積算数量書に疑義があった場合の契約後の協議について明確化し、協議等の円滑化を目的とするものであり、あくまで「参考数量」のため、設計図書には該当しません。
- このため、施工数量に基づいた精算変更（設計変更）を目的とするものではありません。
- また、本方式を活用し、協議により数量を変更した場合において、その数量が各工種完了後の施工数量と差異があったとしても、精算変更するものではありません。

### 【手続き】

問5. 入札時積算数量書の積算数量を活用しなかった場合には、入札が無効となるのか。

(答)

- 本方式は、入札時積算数量書の活用を義務づけるものではありませんので、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはありません。

問6. 入札時積算数量書の積算数量に訂正が必要となる場合には、入札参加者はどの数量を活用すればよいのか。

(答)

- 入札時積算数量書に入札参加者からの質問を受けて入札時積算数量書の積算数量に訂正が必要となる場合には、入札時積算数量書の積算数量に訂正後の数量を公開します。
- このため、入札時積算数量書の積算数量を活用する場合には、訂正された数量を活用して工事費内訳書を作成してください。
- なお、数量・図面修正が多岐に及ぶものや未計上の工種があるなど、再積算に時間を要する場合は、入札公告を取り下げ、改めて入札公告を行う場合があります。

問7. 本方式では、積算基準では計上されない自社独自の項目や費用を盛り込んだ工事費内訳書を提出してはいけないのか。

(答)

- 問5. の回答にあるとおり、本方式は、入札時積算数量書の積算数量や書式の使用を義務づけるものではありません。
- このため、入札参加者が独自の数量や項目を盛り込んだ工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはありません。
- なお、入札参加者が独自に盛り込んだ数量や項目については、協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

### 【協議等】

問8. 発注者の積算数量に疑義があった場合には、発注者は受注者からの全ての協議に応じて貰えるのか。

(答)

○以下の場合を除き、入札時積算数量書の積算数量に疑義があった場合には協議に応じます。

①仮設工事、土工事の数量

②入札時積算数量書の数量の項目が一式表示となっている場合

③入札時積算数量書の疑義数量と入札参加者が入札時に提出した工事費内訳書の当該数量が同一でない場合（入札時に独自に算出した数量を計上した場合）

④当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了している場合

○協議の時期は、上記④のとおり当該疑義に係る積算数量の部分の工事の完了前となりますが、円滑な協議を進めるため、当該部分の工事の着手前（施工計画書が提出される時期を目安）に協議願います。

問 9．入札時積算数量書において、本来あるべき項目がない場合にも、発注者に対して確認の請求ができるのか。

(答)

○数量基準に基づき本来項目としてあるべきものがない場合については、当該項目に関する確認の請求（協議）が可能です。なお、当該項目が仮設工事、土工事及び一式表示となる項目である場合や既に当該疑義にかかる積算数量の部分の工事が完了している場合は除きます。

問 10．工事請負契約書にあるとおり、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了するまでは受注者は確認を請求できるということで良いか。

(答)

○請求できます。（問7の第1項④参照）

○なお、施工に先立ち、施工計画書の作成や材料調達のための発注の際に、受注者においても数量を算出・確認されると思いますので、早めの対応をお願いします。

問 11．「入札時積算数量書の積算数量」と「現場の施工数量」に乖離が大きい場合には、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

(答)

○本方式において協議の対象としている入札時積算数量書の積算数量は、積算基準（建築関係工事積算基準（福島県土木部））に基づき算出された数量であり、施工数量ではありません。

○このため、施工数量に対して本方式を活用した協議及び請負代金の変更を行うことはできません。

○なお、施工数量との乖離ではなく、積算基準に基づき算出した数量として乖離が大きい（疑義がある）場合には協議が可能となります。

問 1 2. 受注者独自の数量算出方法によると、入札時積算数量書の積算数量と差があるので、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

(答)

○本方式は発注者が適用している積算基準に基づくものであるため、受注者独自の数量算出方法に基づいた数量に対して協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

問 1 3. 入札時積算数量書の積算数量と工事費内訳書の数量が全て一致しないと協議に応じないのか。

(答)

○本方式は、契約後、入札時積算数量書における積算数量に疑義が生じた場合、疑義部分の数量が受発注者とも一致している部分について協議を行うことができるとするものです。

○つまり、全ての数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば、協議が可能です。

問 1 4. 工事請負契約書に基づく受注者からの確認の請求においては、どのような資料を提出する必要があるか。

(答)

○当該数量に対して疑義を生じるに至った根拠を提出して頂く必要があります。

○数量算出根拠については、積算基準に基づいた計算による算出数量を基本としますので、独自の計算による数量や、購入伝票（発注伝票）等による数量は根拠としては扱いません。

○なお、具体的な資料については、疑義の対象となる項目において異なるため、予め監督員に相談して下さい。

問 1 5. 設計図書の変更（本方式によるもの以外の通常の変更設計として扱うもの）があった場合の変更協議に関して、当初入札時に発注者の積算数量を活用していないと協議を行うことができないのか。

(答)

○本方式は、当初入札手続き時に発注者が示した積算数量に関し疑義が生じた場合の対応を規定したものであり、契約後の設計図書の変更に伴う協議を何ら拘束するものではありません。

○このため、入札時積算数量書と受注者が提出した工事費内訳書の数量の一致・不一致に関わらず協議可能です。

#### 【その他】

問 1 6. 本方式においては、入札参加者は入札に際して、自ら数量の積算を行う必要がないということでしょうか。

(答)

- 本方式は、入札に際して、発注者の示す数量「入札時積算数量書」の活用を促すことにより、業務の効率化を図るものであり、入札参加者自らが積算されているか否かを拘束するものではありません。
- 入札参加者は自ら適切に積算を行う必要があると考えています。その上で、自らどの程度数量積算を行うかについては入札参加者において適切に判断して下さい。

問17. 仮設工事、土工事は協議の対象外ということであるが、それはなぜか？また、実際の施工数量と設計数量と乖離している場合は設計変更の対象となるか。

(答)

- 仮設工事及び土工事は実際の施工方法や採用する工法により数量が変わる、いわゆる「計画数量」であるため、実際の数量と、設計上の数量と差異が出るのが考えられるため、本方式の協議の対象外としました。
- ただし、現場の事情や安全管理を配慮した結果など、通常的设计で想定していた内容から大きく変更する場合で、条件変更該当する内容であれば、これまで同様設計変更の対象とすることは可能です。

問18. この方式による協議は、受注者からのみか。

(答)

- 過小数量だけでなく、発注者（設計者）の再確認より過大数量が発覚した場合等、数量の増減による協議を発注者側から受注者に対し行うことが可能です。